

## ヒト受精胚の研究を目的とした作成利用に関する各国の状況

### 【英 国】

1990年に制定されたヒト胚保護法(HFEact)では、胚の研究利用を目的を限定した許可制としている。

<許可されうる目的>

不妊治療の進展、先天性疾患の原因究明、流産の原因究明、より効果的な避妊法の開発、母胎移植前の胚の染色体・遺伝子異常の検出方法の開発、胚の発生についての知識の増大、難病についての知識の増大、それらの知識の難病の治療への応用

同法では、研究目的の胚の作成を禁止しておらず、1991年8月から1998年3月の間に118の胚が研究目的のために作成されている。

### 【仏 国】

1994年に生命倫理法により、研究目的のヒト胚作成やヒト胚の研究は明示的に禁止（胚を傷つけない試験研究に限り例外的に許可）。

現在、生命倫理法改正案がフランス国民議会に提出されており、余剰胚からのES細胞の樹立を認めるとともに、新しい不妊治療法の評価のために例外的に研究のための受精胚の作成も認めうる内容であると考えられる。

### 【独 国】

1990年に策定されたヒト胚保護法では、ヒト受精胚の研究利用（そのための作成も含む）は禁止している。

### 【米 国】

従来より、胚の研究利用（そのための作成も含む）には、政府資金は提供されていない。

しかし、法令による規制はなく、民間資金による研究は制限されていない。

### 【日 本】

2000年3月に取りまとめられた、科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚小委員会の報告書では、研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないとしている。

昨年9月に策定された「ヒトES細胞の使用及び樹立に関する指針」においても、この考えを踏まえ、樹立に供されるヒト受精胚の要件として、生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、提供する者による当該ヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであることとしている。